



園芸療法 定着促進助成事業



事業内容

兵庫県では、園芸療法の普及促進と定着を図るために、医療福祉関連の施設及び団体が、園芸療法を実施することによって生じた経費についてその費用の一部を補助しています。

●補助対象経費：

人件費（2時間7520円）

交通費（北播磨・西播磨・但馬・丹波地域にて2000円を超える場合）

材料費（資料・印刷経費、園芸材料・資材、クラフト材料）

●補助率：1/2（補助上限10000円/1回）

●補助期間：2020年4月1日～2021年3月31日

●対象：当事業が終了した後においても、園芸療法を継続して行う意思がある施設 （兵庫県立の施設等は除く）

●原則、月に1回以上、10回以上継続して行うこと

●園芸療法コーディネーターが、兵庫県園芸療法士を斡旋調整いたします。

園芸療法とは

植物や緑のある景観が疾患や障がいに関わらず全ての人のストレスを下げることや、ガーデニングが毎日続けやすい運動になるという特徴を用いて、こころの回復、生きがいのある生活、社会とのつながり、生活習慣病・認知症などの予防をめざす療法です。

プログラム例

花・野菜の栽培



フラワー
アレンジメント



藍(あい)の
たたき染め



芝人形作り・栽培



園芸療法対象者の状態や季節、予算などによって様々なプログラムが考えられ、講師と相談しながら決定していきます。花壇など環境整備についてもご相談ください。

【NEW】

『おためし体験事業』が
スタートしました。
まずは体験してみたいという
方は右記にお問い合わせくだ
さい。

【お問い合わせ・お申し込み先】

兵庫県立淡路景観園芸学校 普及指導課

担当：根来・川中

〒656-1726 兵庫県淡路市野島常盤954-2

TEL：0799-82-3455(直通)

FAX：0799-82-3124

E-mail：alpha@awaji.ac.jp